

電気通信大学UEC中国教育研究支援センター規程

制定 平成29年9月27日規程第9号
最終改正 令和6年1月18日規程第51号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則の規定に基づき、電気通信大学UEC中国教育研究支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、電気通信大学（以下「本学」という。）が行う中国の大学及び企業との連携活動を支援することを目的とする。

(拠点)

第3条 センターに、次の各号に掲げる拠点を置き、その所在地は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 北京拠点 中国・北京市
- (2) 深セン拠点 中国・深セン市

(業務)

第4条 センターは、本学の教育・研究活動の支援業務を行う。

(職員)

第5条 センターに、センター長を置く。

- 2 学長が必要と認めるときは、センターに副センター長を置くことができる。
- 3 センターに、特任教員又は客員教員を置くことができる。
- 4 前3項のほか、センターの目的を達成するために必要なその他の職員を置くことができる。

(センター長)

第6条 センター長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

- 2 センター長は、センターの業務を統括する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第7条 第5条第2項により副センター長を置く場合は、学長が指名する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(運営会議)

第8条 センターに、次の各号に掲げる事項を審議するため、運営会議を置く。

- (1) センターの管理運営に関すること。
 - (2) センターの業務計画に関すること。
 - (3) センターの予算に関すること。
 - (4) センターの構成員に関すること。
 - (5) その他重要な事項に関すること。
- 2 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
- (1) センター長
 - (2) 学術国際部国際課長
 - (3) その他センター長が必要と認めた者
- 3 センターに副センター長を置く場合は、前項の構成員に加えるものとする。
- 4 教育担当理事は、常時運営会議に陪席し、意見を述べることができる。
- 5 第2項第3号の者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
- 7 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した構成員がその職務を代行する。ただし、センターに副センター長を置く場合は、副センター長がその職務を代行する。
- 8 運営会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 9 運営会議の議事は、出席構成員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を運営会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 11 前各項のほか、運営会議の議事に関し必要な事項は、センター長が別に定める。
- (事務)

第9条 センターに関する事務は、学術国際部国際課が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日以降最初に任命されるセンター長及び副センター長の任期は、第6条第3項及び第7条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則 (平成30年3月30日規程第158号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年1月18日規程第51号)

- 1 この規程は、令和6年1月18日から施行する。
- 2 電気通信大学UEC中国教育研究支援センター運営委員会規程は廃止する。